



# 鳥取県公報

平成 21 年 12 月 18 日(金)  
第 8 1 5 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (754) (障害福祉課) . . . . . 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (755) (経営支援チーム) . . . . . 2
	河川整備計画の決定 (756) (河川課) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就任 (757) (中部総合事務所農林局) . . . . . 3
	土地改良区の役員の退任 (758) (〃) . . . . . 4
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (33) (教育総務課) . . . . . 4
◇ 公 告	歯科技工士国家試験の実施 (医療政策課) . . . . . 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第754号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成21年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
社団法人鳥取県看護協会 会長 露木 節子	鳥取市江津318-1	鳥取県看護協会 訪問看護ステーション	鳥取市江津318-1	精神通院医療	平成21年12月1日
医療法人アスピオス 理事長 村江正名	鳥取市吉方温泉一丁目653	訪問看護ステーションみやこ苑	鳥取市三津1072-307	”	”

## 鳥取県告示第755号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成21年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルイ両三柳店  
米子市両三柳58-2、58-9及び58-10
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗を設置する者の住所  
変更前 株式会社マルイ 岡山県津山市一方228 代表取締役 松田 欣也  
変更後 株式会社マルイ 岡山県津山市戸島893-15 代表取締役 松田 欣也
- 3 変更年月日  
平成20年5月21日
- 4 届出年月日  
平成21年12月7日
- 5 変更する理由  
設置者の本社が移転したため
- 6 縦覧に供する書類  
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書

## 7 縦覧に供する期間

平成21年12月18日から4月間

## 8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

## 9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第756号**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成21年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 河川整備計画を定めた河川

由良川水系

## 2 河川整備計画を閲覧に供する場所

鳥取県県土整備部河川課、鳥取県中部総合事務所、倉吉市建設部建設課及び北栄町産業振興課

---

**鳥取県告示第757号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大河内土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年12月18日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事	牧 幸 人	倉吉市大河内525
理 事	佐々木 長 男	倉吉市大河内442
理 事	牧 敏 徳	倉吉市大河内443
理 事	牧 一 敏	倉吉市大河内415
理 事	牧 正 行	倉吉市大河内507－8
理 事	佐々木 覚	倉吉市大河内407
理 事	牧 巧	倉吉市大河内445－1
理 事	佐々木 一 之	倉吉市大河内473

理事 古 林 一 久 倉吉市大河内484  
理事 牧 敬 一 倉吉市大河内523  
監事 牧 喜和雄 倉吉市大河内524  
監事 佐々木 英 義 倉吉市大河内383

平成21年12月2日就任 任期3年

**鳥取県告示第758号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年12月18日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

退任した役員の氏名及び住所

理事 中 原 信 博 東伯郡北栄町大谷351

平成21年12月7日退任

**教 育 委 員 会 告 示**

**鳥取県教育委員会告示第33号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成21年12月18日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

- 1 日時 平成21年12月18日（金）午前10時00分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 平成22年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について
  - (2) その他

**公 告**

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成21年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験期日
  - 実地試験 平成22年2月28日（日） 午前9時から午後4時30分まで
  - 学説試験 平成22年3月1日（月） 午前9時から午後3時まで

## 2 試験場所

鳥取市富安二丁目84 鳥取県東部歯科医師会館

## 3 試験科目

実地試験 歯科技工実技

学説試験 歯科理工学、歯の解剖学、顎<sup>がく</sup>口腔<sup>くわう</sup>機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成22年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

## 5 受験願書の受付期間

平成22年1月8日（金）から同月18日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成22年1月18日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるものがあるものに限り受け付ける。

## 6 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医療政策課

## 7 受験願書の添付書類

## (1) 受験資格を証する書類

ア 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にとっては、平成22年3月9日（火）までに卒業証明書を提出すること。）

イ 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

## (2) 写真（手札形台紙付とし、出願前6月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面にシギの記号、撮影年月日及び氏名を記載したものとする。）

## 8 受験手数料及び納入方法

受験手数料は、36,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の定められた位置にはり付けること。この場合、消印しないこと。

## 9 合格者の発表等

平成22年3月15日（月）正午に、合格者の受験番号及び合格基準を鳥取県庁本庁舎の1階掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

## 10 成績開示

この試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、合格発表から1月間、口頭により開示を請求することができる。

## (1) 開示請求できる者 受験者本人

(2) 開示請求に必要なもの 受験票及び運転免許証その他の受験者本人であることが確認できるもの（顔写真がはり付けられているものに限る。）

## (3) 開示内容 科目別得点及び総合得点

(4) 請求場所 鳥取県福祉保健部医療政策課

11 その他

- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医療政策課において交付する。
- (2) 受験願書を受取したときは、受験票を交付する。
- (3) その他受験についての詳細は、鳥取県福祉保健部医療政策課（電話0857-26-7173）に照会すること。

---

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

構内ケーブル敷設等業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成22年2月26日（金）まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務の情報処理サービス又はその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年1月6日（水）午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成21年12月18日（金）から平成22年1月22日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

## (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

## (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

## (3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年12月18日(金)から平成22年1月5日(火)までの日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年1月22日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月21日(木)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

## 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成22年1月18日(月)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。